

報告第7号、第10号

議案第24号

令和8年5月11日

令和8年5月開会議会

条例関係議案等の概要資料



## 鈴鹿市税条例の一部改正について

総務部市民税課

総務部資産税課

### 1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、本条例において必然的に改正を要する規定整備を行ったものである。

### 2 改正内容

#### (1) 個人住民税関係

公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正

(第36条の3の3関係)

#### (2) 固定資産税関係

固定資産税の免税点の変更(第63条関係)

#### (3) 軽自動車税関係

環境性能割の廃止に伴うもの

(第18条の3、第19条、第80条から第83条まで、第85条、第87条から第91条まで、附則第16条、附則第16条の2関係)

#### (4) 所要の改正

個人住民税、固定資産税及び軽自動車税に関し、地方税法等の改正に伴う条項ずれ等の規定整備

### 3 施行期日

令和8年4月1日 (3)軽自動車税関係、(4)所要の改正の一部

令和9年1月1日 (1)個人住民税関係

令和9年4月1日 (2)固定資産税関係



鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例及び  
鈴鹿市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の  
一部改正について

上下水道局営業課

1 改正理由

地方税法の一部改正に伴い、地方税の例により行う分担金等の公示送達に関し、本条例において必然的に改正を要する規定整備を行ったものである。

2 改正内容

(1) 鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例

受益者負担金及び分担金の公示送達の方法を改める。(第13条関係)

(2) 鈴鹿市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例

区域外流入に係る分担金の公示送達の方法を改める。(第8条関係)

3 施行期日

令和8年5月21日



## 鈴鹿市行政手続条例の一部改正について

総務部総務課

### 1 改正理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行により、行政手続法が改正された。

改正行政手続法では、不利益処分をしようとする場合において、聴聞及び弁明の機会の付与の意見陳述手続の通知を公示送達によって行うときは、インターネットによる公表が前提となる。

これに伴い、本市の条例においても、法改正に合わせた規定整備を行おうとするものである。

### 2 改正内容

(1) 意見陳述手続の通知を公示送達によって行うときの方法を規定する。

(第 1 5 条関係)

(2) その他所要の改正を行う。(第 1 6 条、第 2 2 条、第 2 9 条関係)

### 3 施行期日

令和 8 年 5 月 2 1 日